



## 第2部

---

# 一般廃棄物処理基本計画

## 計画の概要

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、本市の区域内における一般廃棄物の処理について、基本的事項及び方針を定めたものです。

### 一般廃棄物処理基本計画

#### 〈ごみ処理部門〉

##### ●基本方針

- I ごみの発生・排出抑制
- II リサイクルの推進
- III 環境負荷の少ない廃棄物処理

##### ●目標（平成21年度に比べ、平成32年度において…）

- I ごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を10%減量  
（家庭系ごみについては、市民1人1日当たりの排出量を7%減量）
- II リサイクル率を28%に引き上げ
- III 最終処分量を21%減量

##### ●基本施策

- 1 ごみ減量の推進
- 2 資源回収の促進
- 3 円滑な収集・運搬
- 4 環境負荷の少ない中間処理
- 5 安定した最終処分
- 6 三者の協働・環境への配慮

#### 〈生活排水処理部門〉

##### ●基本方針

- IV 適正な水処理の推進

##### ●目標（平成32年度において…）

- IV 生活排水処理率を94%に引き上げ

##### ●基本施策

- 適正な水処理の推進

## 〈ごみ処理部門〉



# 第1章 現状の認識

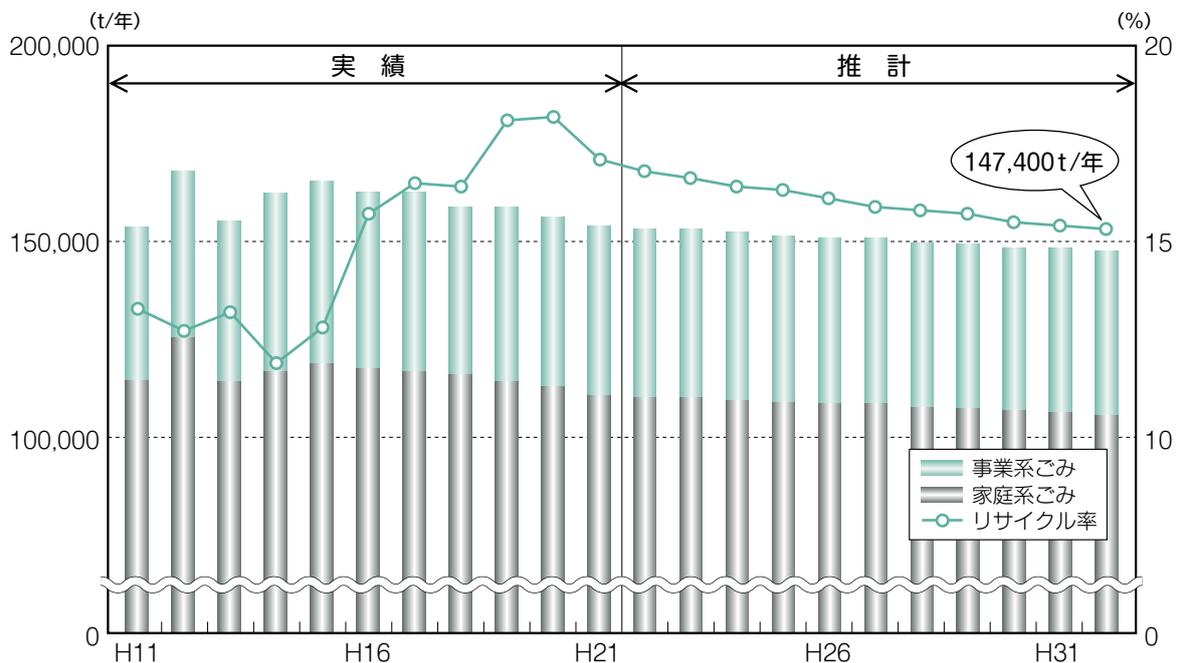
本市では、資源循環型社会の実現を目指して、ごみの分別収集や資源回収拠点の設置、ごみ焼却施設における熱分解・高温燃焼溶融炉の導入により資源化量の拡大を進め、ごみ減量やリサイクルの推進を図ってきました。

最終処分量は、ごみ分別の細分化やスラグの有効利用、プラスチックリサイクルの開始により順調に減少しています。

しかしながら、特に「もやすごみ」や事業系ごみの排出抑制が進まなかったために、計画どおりにはごみ減量は進みませんでした。

また、リサイクル率についても、資源化量の拡大を図りましたが、地域資源回収量の減少や、スラグの需要低下などから、あまり上昇していません。

現状のまま推移した場合、将来のごみ排出量は平成32年度に約147,400tまで減少することが見込まれますが、資源循環型社会を実現するには、より一層の取り組みが必要です。



注1：家庭系ごみ=家庭収集ごみ(7分別)+家庭持ち込みごみ+530ごみ+リサイクルステーション等+地域資源回収

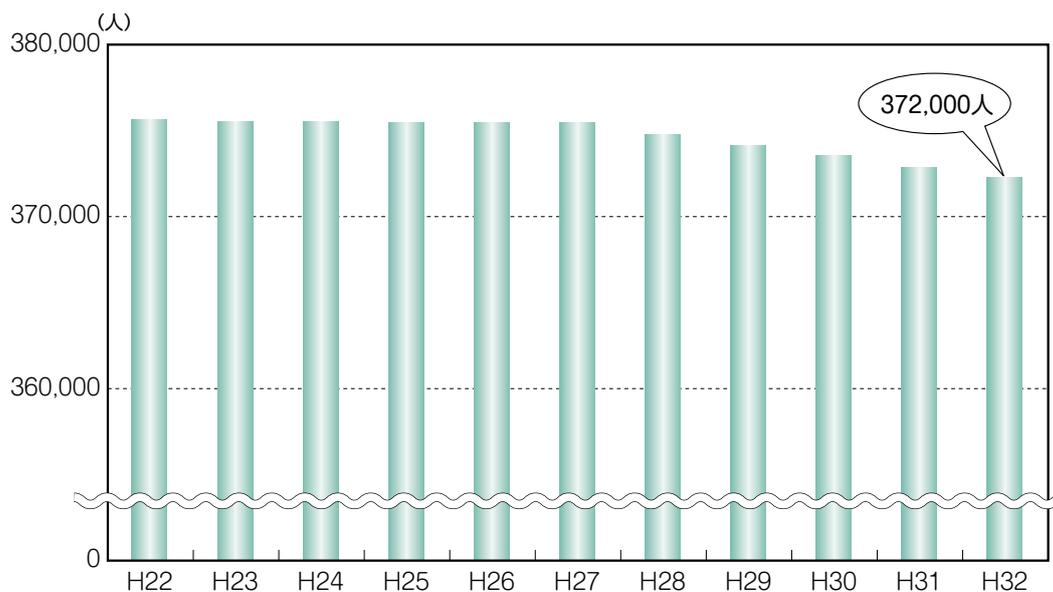
注2：事業系ごみ=事業系一般廃棄物+公共廃棄物

注3：ごみ排出量は、平成12年度から21年度の実績を基に推計を行いました。

図2-1 ごみ排出量の推移と推計（現状推移の場合）

参 考

本市の人口は、少子高齢化が進んでおり大幅な人口増加が見込めないため、今後は減少することが予想されます。平成32年度には概ね372,000人になります。



注：人口の見込みは、第5次豊橋市総合計画「人口見通し」を参考にしました。

## 第2章 基本方針と目標

### 第1節 基本方針

資源循環型社会の実現にあたり、引き続きごみ減量とリサイクルを継続していく必要があります。市民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもと、ごみの発生から処分までの各段階において、従来の取り組みの徹底と、新たな取り組みへの挑戦が求められています。

そこで、ごみ処理における基本方針を次のとおり定めます。

#### 基本方針

I ごみの発生・排出抑制

II リサイクルの推進

III 環境負荷の少ない廃棄物処理

## 基本方針Ⅰ ごみの発生・排出抑制

資源循環型社会を実現するためには、第一に、発生するごみの量をできる限り少なくすること（リデュース）が必要です。市民・事業者の一人ひとりが環境に配慮した意識を持って行動することで、排出されるごみの量をできるだけ減らすまちづくりを目指します。

## 基本方針Ⅱ リサイクルの推進

リサイクルを推進するためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、相互の連携を図って行動する必要があります。三者による適正な役割分担と協働を図ることで、資源を有効活用するまちづくりを目指します。

## 基本方針Ⅲ 環境負荷の少ない廃棄物処理

廃棄物の処理にあたっては、多くのエネルギーが必要であり、その際には地球温暖化の要因となる二酸化炭素をはじめ、環境負荷を与える物質が発生します。それらの影響をできる限り軽減するとともに、安定した廃棄物の最終処分へつなげます。

## 第2節 目標

基本方針に基づき、次の3項目について目標を設定します。

I ごみ排出量

II リサイクル率

III 最終処分量

### 2-1 ごみ排出量

現状のまま推移した場合、ごみ排出量は減少しますが、市民1人1日当たりのごみ排出量は、類似都市平均と比べ多い傾向にあります。(94ページ参照)

家庭や事業所への啓発などを通じ、更なるごみの減量を目指します。

平成32年度におけるごみ排出量に関する目標を次のとおり定めます。

**目標** ごみ排出量(家庭系ごみ及び事業系ごみ)を平成21年度に比べ、10%減量

→ 家庭系ごみ:市民1人1日当たりの排出量を7%減量

注:ごみ排出量はごみ総排出量(市関与ごみ量+地域資源回収量)から災害廃棄物と市関与産業廃棄物を除いたものです。

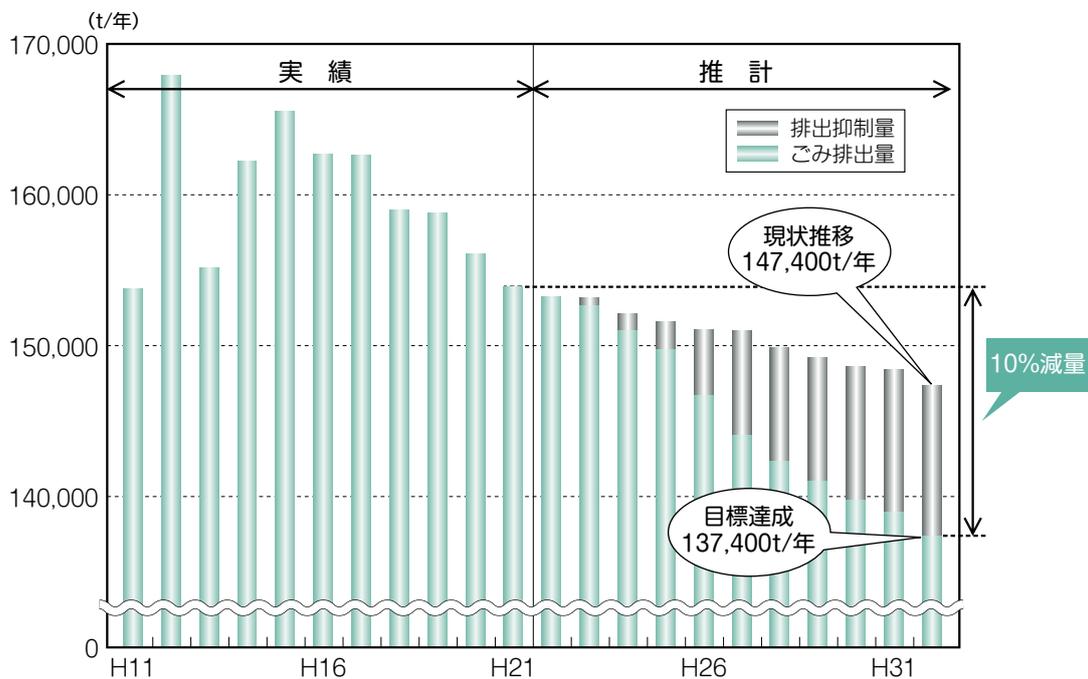


図2-2 ごみ排出量の推移と推計（目標達成の場合）

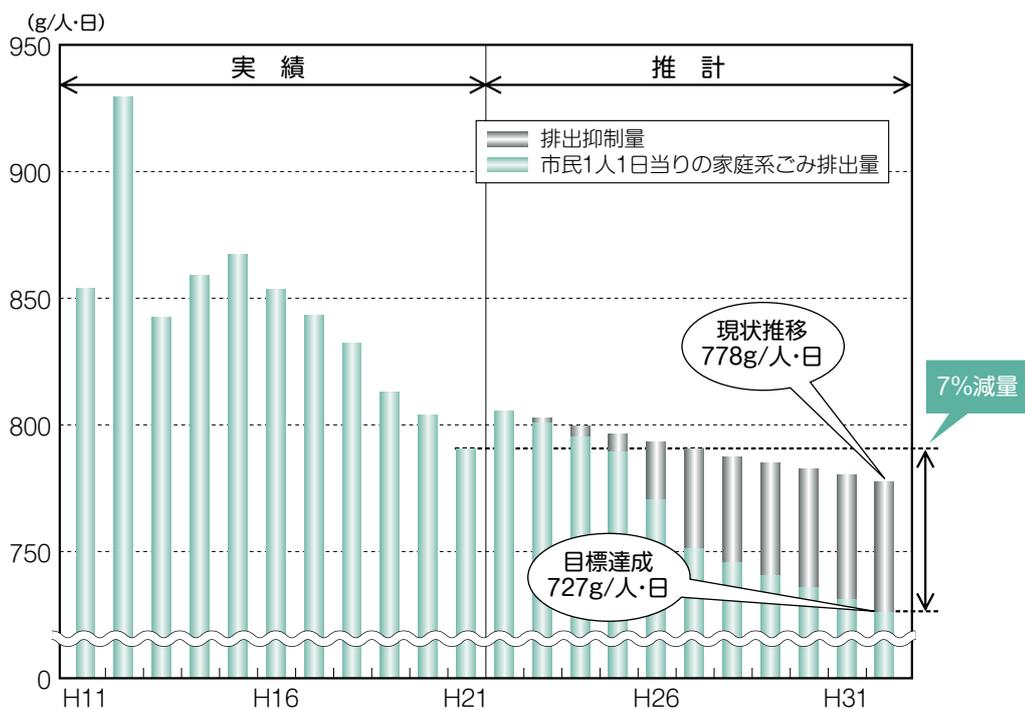


図2-3 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移と推計

## 2-2 リサイクル率

限りある資源を有効に利用するという考えのもと、市民・事業者・行政が協力し、リサイクル率の向上を図ります。

平成32年度におけるリサイクル率に関する目標を次のとおり定めます。

**目標** ごみのリサイクル率を28%に引き上げ

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源化量}}{\text{ごみ排出量}}$$

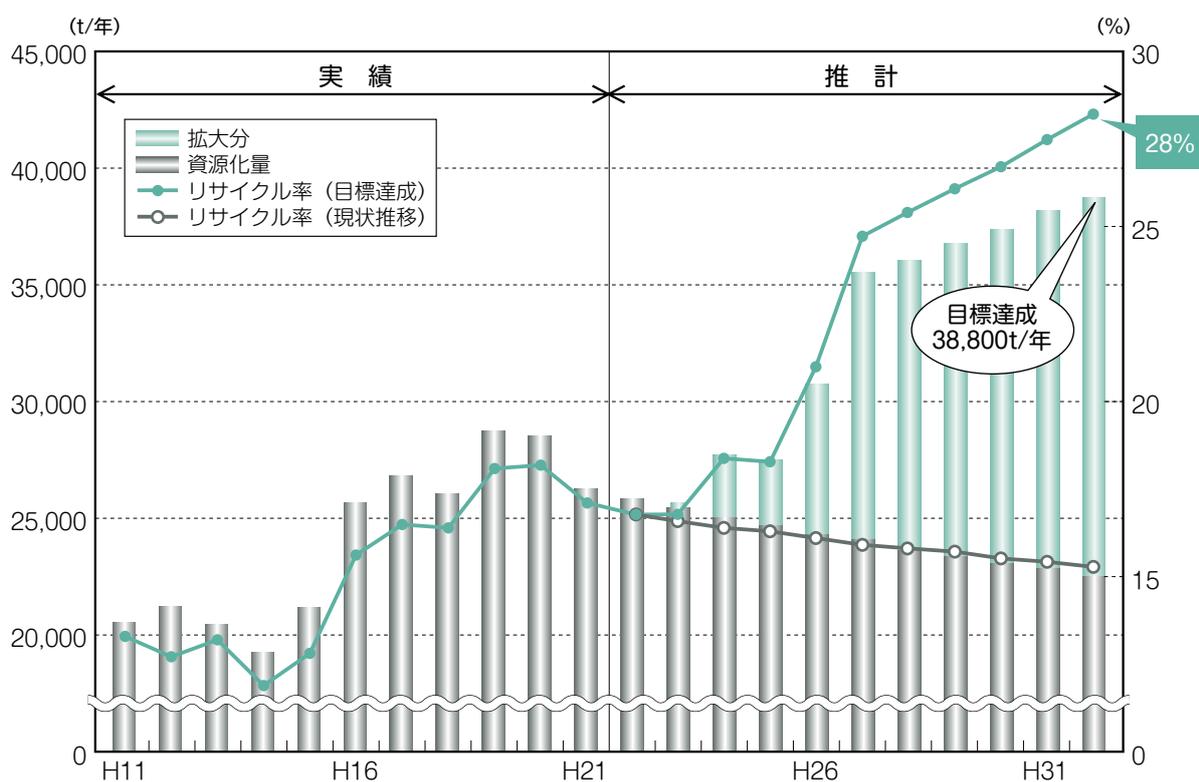


図2-4 資源化量及びリサイクル率の推移と推計

## 2-3 最終処分量

様々な減容処理を経た後、最終的に残ったごみは最終処分場で埋立処分されます。環境負荷の低減や処分場の延命化などを図るため、最終処分量を減らしていく必要があります。

平成32年度における最終処分量に関する目標を次のとおり定めます。

**目標** 最終処分量を平成21年度に比べ、21%減量

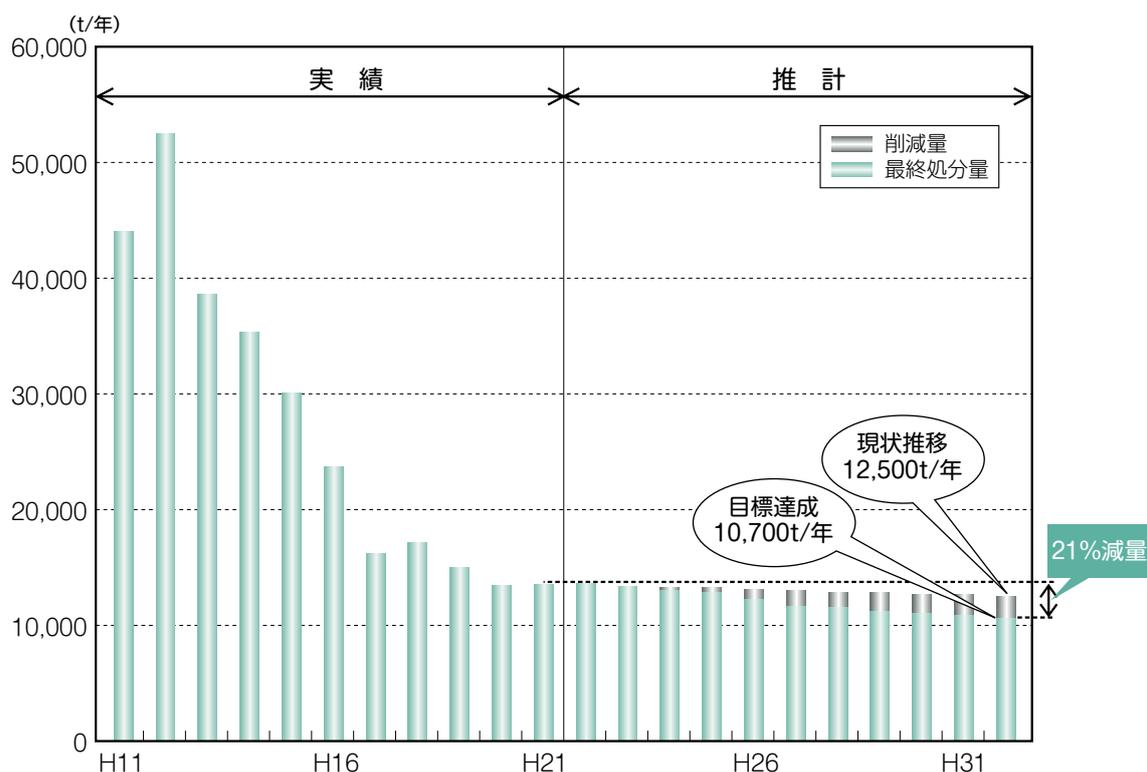


図2-5 最終処分量の推移と推計

目標値に関する数値を、次に示します。

表2-1 目標値に関する数値一覧

			平成21年度	平成32年度	
			実績	目標値など	平成21年度比
ごみ排出量		t/年	153,893	137,400	10%減量
家庭系	家庭系ごみ排出量	t/年	110,876	98,700	10%減量
	原単位	g/人・日	790	727	7%減量
事業系ごみ排出量		t/年	43,017	38,700	10%減量
資源化量		t/年	26,246	38,800	—
リサイクル率		%	17.1%	28%	—
最終処分量		t/年	13,553	10,700	21%減量

注1：目標値の設定に当たっては、災害廃棄物と市関与産業廃棄物を除外しました。  
注2：色つきの部分は目標値を設定した項目です。

参 考：国及び愛知県の計画目標

計画名	基準年度	目標年度	目 標 (現状に対して)
廃棄物処理法に基づく基本方針 (国) ※1	平成19年度	平成27年度	排 出 量 約 5%削減 再生利用量 約25%に増加 最終処分量 約22%削減
循環型社会形成推進基本計画 (国) ※2	平成12年度	平成27年度	1人1日当たりのごみ排出量 約10%削減 1人1日当たりの家庭ごみ排出量 約20%削減 事業系ごみ総量 約20%削減
愛知県廃棄物処理計画	平成16年度	平成23年度	処理しなければならないごみの一人一日当たりの量 約21%削減の720g 再生利用量の割合 約29% 最終処分量 約21%削減

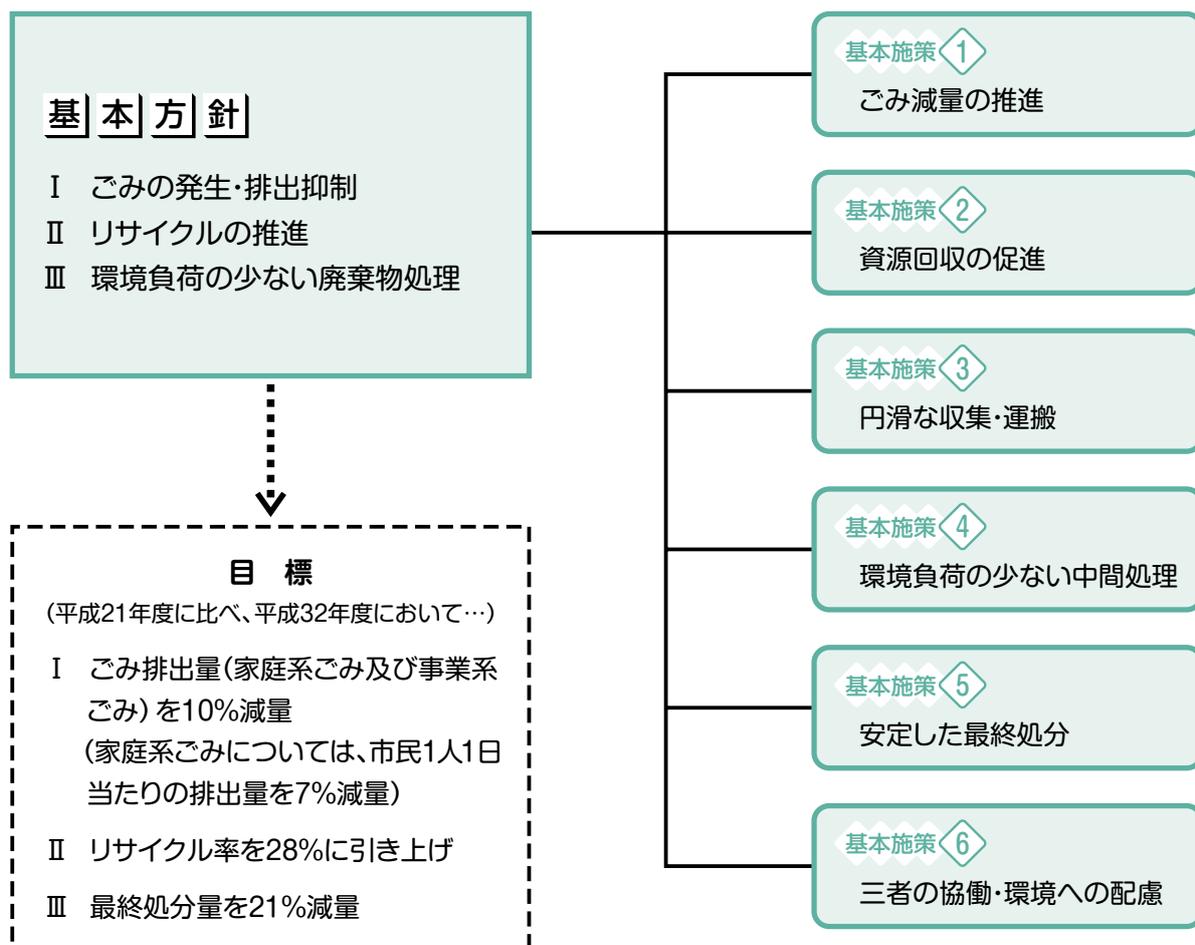
※1 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成22年12月20日環境省告示第130号)

※2 循環型社会形成推進基本法に基づき国が策定した計画(平成20年3月)

## 第3章

# 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針に基づき、目標を達成するために次のとおり基本施策を定めます。



基本施策ごとに現状の課題をまとめ、今後の具体的な取り組みを次に示します。

課 題

● ごみに対する意識の向上

環境意識の高まりにより、ごみの減量やリサイクルへの関心も高まっていますが、市民全体までは広まっておらず、ごみに対する関心の低い人の意識を高めるための広報啓発を実施する必要があります。

ごみの排出方法や減量に関する知識、情報の提供を充実するとともに、「ごみになるものは購入しない」といった、ごみの発生段階での抑制実施についても呼びかける必要があります。

● ごみ排出量の抑制

本市のごみ排出量は減少傾向にあるものの、市民1人1日当たりのごみ排出量を比較すると、中核市平均1.08kg※に対し、本市は1.17kg※であり、引き続き減量に努める必要があります。

今後更なる排出抑制に努め、市民・事業者に対し広報啓発活動などを推進するとともに、新たな排出抑制策の導入が必要です。

※平成20年度一般廃棄物処理事業実態調査より

● 経済的手法の導入

ごみ排出量の削減、負担の公平化などを目的に、ごみの排出量に応じて費用負担を求める手法の検討・導入が全国的に進められています。本市においても、経済的手法の導入を検討する必要があります。

● 事業系ごみの分別排出の徹底

事業系ごみは毎年4万トン以上排出されており、本市のごみ排出量の約3割を占めています。また、事業系ごみには資源物である古紙の混入が見られます。

事業者を対象としたアンケート調査では、ごみ減量やリサイクルについての先進的な情報を求める意見が寄せられていることから、これらの情報の充実により分別排出の徹底を図り、事業者自らによるごみの資源化を推進する必要があります。

## 具体的取組

### ● 530運動環境協議会の活用

530運動環境協議会による530実践活動や幼児環境教育など、ごみゼロ社会実現のための意識向上を図るための啓発を進めます。

### ● 530市民の育成

環境教育や出前講座、啓発活動などを行うことにより、ごみ分別や減量・リサイクルについて深い知識を持ち、積極的に行動することができる530市民の育成に取り組みます。

- ① 幼稚園・保育園、学校における環境教育の充実
- ② 清掃施設見学会の充実やリサイクルプラザにおける体験学習・研修の実施
- ③ 自治会・市民団体などを対象にした出前講座の実施

### ● ごみ減量への経済的手法の検討

ごみ減量と適正な分別排出の徹底、廃棄物処理にかかる市民の意識啓発を図るため、新たな経済的手法の導入の検討と、既存の制度の適正化に取り組みます。

#### ① ごみ減量・費用負担公平化の検討

スーパーなどで無料配布されているレジ袋について、事業者と協議を行うなどして有料化を含めた削減を促します。

また、家庭収集ごみの指定ごみ袋制度や有料化など、家庭ごみの一層の減量のあり方を検討します。

#### ② 大きなごみの戸別有料収集などの検討

大きなごみの戸別有料収集や、資源化センターへ自己搬入されるごみの費用負担のあり方を検討します。

#### ③ 事業系廃棄物の処理手数料の見直し

事業系廃棄物を資源化センターや埋立処分場に搬入する際に課している手数料について、引き続きごみ処理原価に基づく適正な料金設定に努めます。

### ● 生ごみ減量の推進

家庭から発生する「もやすごみ」の排出量減量を図るため、割合の高い生ごみの減量を推進します。

#### ① 電動式生ごみ処理機の貸し出し・生ごみ処理機購入補助事業の推進

現在行っている、生ごみ減量容器・電動式生ごみ処理機の購入補助事業を継続し、家庭からの生ごみの排出抑制と資源化を図ります。また、生ごみ処理機によって処理された残渣の活用法や、ダンボールコンポストなど、その他の生ごみ処理方法についてもPRを行います。

② **家庭におけるエコ・クッキングの促進**

家庭の台所から発生するごみの量を少なくするため、エコ・クッキングの方法をまとめたハンドブックを配布します。また、市民団体によるエコ・クッキング教室などの開催を促進します。

③ **生ごみの水切りの励行**

「もやすごみ」の約4割を占める生ごみは水分の割合が高く、水切りは身近で有効なごみ減量対策です。三角コーナーなどの利用による水切りの励行により、生ごみの減量を図ります。

● **効果的な情報提供の推進**

様々な市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するために、ホームページや広報などの充実を図り効果的な情報提供に努めるとともに、新たな情報ツールや情報内容の検討を行います。

- ① **身近で出来るごみ減量やリサイクルに役立つ情報の提供**
- ② **ごみに無関心な市民が興味を持つような情報の検討**
- ③ **市民がアクセスしやすい情報ツールと情報内容の充実**

● **エコショップ制度の推進**

ごみ減量化・リサイクルなどに積極的に取り組む店舗を「豊橋市ごみ減量リサイクル推進店（エコショップ）」として認定します。また、先進的な取り組みを行っている店舗を広報などを通じて広くPRし、事業者のエコに対する取り組みの促進と、市民のエコショップ利用を呼びかけます。

● **事業系ごみの減量計画と指導強化**

「事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書」に関して、計画策定を義務づけられている一定規模以上の事業者に対して、廃棄物の減量目標値や個別のごみ減量方法などを記したマニュアルを配布し、策定支援や指導にあたります。

## ● 事業系廃棄物の減量・資源化の促進

本市のごみ排出量の約3割を占める事業系廃棄物について、減量・資源化の促進と適正排出の徹底を図ります。

### ① 紙ごみの分別徹底と資源化

事業系廃棄物のうち大きなウェイトを占める紙ごみについて、分別の徹底と古紙回収業者への持ち込みを促進します。

### ② 回収システム構築の支援の検討

中小事業者から排出される古紙などについて、複数の事業者が共同で回収・資源化ができるよう、回収システム構築の支援を検討します。

### ③ 事業系廃棄物の搬入検査の強化

資源化センターに搬入される事業系廃棄物の搬入検査を強化し、再生利用できる古紙などの搬入規制を検討します。

### ④ 紙ごみの発生抑制

紙ごみの発生を抑制するために、書類の電子化と古紙の再生利用を呼びかけます。

## ● 拡大生産者責任の徹底

拡大生産者責任は、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うもので、資源循環型社会の形成を進める上で大変重要な考え方です。

ごみ減量やリサイクルが円滑に行われるシステムの構築が必要との認識から、プラスチック製容器包装以外のプラスチックなど、新たな素材についても拡大生産者責任の適応をあらゆる機会を利用して国や産業界に働きかけていきます。

## ● 業者の自主回収の促進

読み終わった新聞や広告、食品トレイなど、資源として回収・再生利用可能なものについて、製造・販売・流通業者による自主回収・リサイクル促進の取り組みを促します。

## ● 産業界などの自主回収に関する情報提供

不用となったパソコン、自動二輪車、消火器などは、製造事業者により回収が進められ、リサイクルされています。このような業界独自の回収が促進されるよう、市民に対して情報提供に努めます。

課題

● リサイクル率の向上

本市のリサイクル率は上昇傾向にあるものの、中核市平均18.6%※と比較すると、本市は18.2%※であり、若干低い値となっています。

国の目標値（平成27年度）では再生利用率を約25%としており、ごみの収集から最終処分までのあらゆる過程において、今後更なる資源化を推進する必要があります。

※平成20年度一般廃棄物処理事業実態調査より

具体的取組

● 地域資源回収の活性化

資源回収の活性化及びごみの資源化を推進するため、古紙・布類を回収した団体に対して奨励金を交付しています。今後も、対象品目や交付額の検討を進めながら、地域資源回収の活性化を図ります。

● 資源回収拠点の充実

現在、市民が気軽に古紙・布類などを持ち込むことができるリサイクルステーションを市内3か所に設置しています。また、古紙を無償で持ち込むことができる古紙リサイクルヤードを古紙回収業者の協力により実施しています。今後も市民が日常的に利用ができるように、効率的・合理的な資源回収方法の検討と資源回収拠点の充実を図ります。

● 古紙・布類のリサイクル推進

現在、古紙はリサイクルステーション等と地域資源回収で、布類はこれらに加えごみステーションでの収集を行っています。引き続き適正分別の徹底を図るとともに、地域資源回収などの積極的利用を呼びかけることで、リサイクルの推進に努めます。

● 資源ごみのステーション収集の検討

現在、主に専用回収容器により収集しているびん・カン、地域資源回収やリサイクルステーション等で収集している古紙・布類などの資源ごみについて、市民の利便性や現行の収集体制と比較しながら、ごみステーションにおける収集の可能性や有効性を検討します。

### ● ペットボトルのリサイクル推進

持ち出し場所の増加による利便性向上を図るため、ペットボトルの回収を拠点回収から地域のごみステーション収集に収集方法を移行します。今後も、状況に応じた収集方法の検討を進めながら、収集したペットボトルの効率的なリサイクルの推進に取り組みます。

### ● プラスチックのリサイクル推進

プラスチック製容器包装の再商品化を推進するため、分別の徹底を呼びかけることで再商品化率の向上を図ります。

### ● 食用油のリサイクル推進

家庭で不用になった食用油をBDF（バイオディーゼル燃料）などにリサイクルすることを目的に、リサイクルステーションで回収を行っています。市民に広くPRし、回収量の増加に努めるとともに、資源化によって作られた燃料の利用を広く呼びかけることで、ダンブカーなど大型公用車への利用や、農業用機械などへの利用促進に努めます。

### ● 家具類のリサイクル推進

戸別収集、直接搬入で「大きなごみ」として収集された家具などを補修し、再生品として展示販売をすることで、リサイクルに対する市民意識の向上を図ります。

### ● スラグの有効利用

焼却施設1・2号炉から発生するスラグの品質確保と安定的な供給に努め、利用の促進を図ります。

### ● 希少金属のリサイクル推進〈新規〉

携帯電話など、家庭から排出される小型家電製品について、金属・レアメタルなど資源の回収・資源化を目的とした仕組みについて検討を行い、リサイクルの推進に努めます。

### ● 剪定枝のリサイクル推進〈新規〉

資源化センターに持ち込まれる剪定枝の資源化を図るため、リサイクル施設を整備し、安定した製品の供給と需要先の確保を図り、リサイクルを推進します。

### 基本施策 3 円滑な収集・運搬

#### 課題

#### ◎ ごみ分別・ごみ出しマナーの徹底

家庭ごみの組成分析調査（平成21年度実施）によると、「もやすごみ」に古紙が、「こわすごみ」にびん・カン・金属が混入しているなど、ごみが適正に分別されていない様子が見られます。

また、ごみの不適正排出（指定日、指定時間外でのごみ出しなど）や、ビンカンボックスからの資源の抜き取りが問題となっています。

アンケート調査でも、ごみ分別や排出マナーの周知徹底を望む意見が寄せられており、これらの改善に向けた広報啓発の強化や、新たなごみの持ち出し方法の導入を行う必要があります。

#### 具体的取組

#### ◎ 清掃指導員の活動支援

ごみの分別や持ち出しルールの徹底、地域資源回収などの活性化について、これらの指導や推進を担う清掃指導員制度を引き続き推進します。また、清掃指導員の研修内容の充実を図るとともに、その役割を十分果たせるような仕組みを構築していきます。

#### ◎ 分別精度の向上

家庭ごみの分別をわかりやすく説明したごみガイドブックの作成・配布などを引き続き行うとともに、広報などを通じて市民にごみ分別の更なる徹底を呼びかけ、分別精度の向上を図ります。

また、転入・転出が頻繁にある集合住宅などへのごみ出しルールの周知徹底を行います。

#### ◎ 外国人への広報啓発の充実

言語や生活習慣が異なる外国人定住者に対し、外国語版ごみガイドブックの配布や、説明会などを通じてごみの適正な分別と持ち出しルールの周知を行います。

## ● 効率的なごみ回収

市民に毎年クリーンカレンダーを配布し、収集日程やごみの出し方などを周知することで、ごみの分別徹底を図ります。

直営によるごみ収集については、世帯数に応じたごみステーションの適正配置及びごみ量・ごみ質の変化や高齢世帯の増加など、社会状況に対応した収集体制の見直しと委託化の検討を行うことで、効率的なごみ回収を推進します。

また、廃棄物収集運搬業者によるごみ収集については、業者への積極的な指導育成に取り組むことで、適正・円滑なごみの収集運搬を促進します。

## ● 不法持ち出しごみステーション対策

ごみステーションは、市民と行政がごみの排出において接点をもつ重要な場所であり、市民がごみを排出するにあたってルールを守ることが必要とされる場所でもあります。

しかし、事業系ごみの持ち出しや、ごみ種ごとの分別や排出する曜日・時間・出し方などについて、守るべきルールが守られていない状況が見受けられるため、チラシの配布・説明会の実施・ごみステーションにおける立番指導の実施などにより、市民や自治会とともにごみステーションの適正管理に努めます。今後も各家庭や事業所へごみの排出に関するルールが守られるよう、広報などを通じてPR活動を行います。

## ● ビンカンボックスによるびん・カン回収の検討

ビンカンボックスによる資源ごみ高度分別推進事業は、平成9年度に全校区に設置が完了し、びん・カンなどを回収していますが、近年、ビンカンボックスの老朽化、抜き取りなど、多くの問題があるため、回収方法の見直しを含めた検討を行い、びん・カンの回収促進を図ります。

## ● ごみ搬入車両の増加対策

資源化センターへごみを直接搬入する自家用車が繁忙期に増加し、周辺道路が渋滞しています。この解消のため、受入態勢などを見直し円滑な施設運営に努めます。

### ● ごみ分別・持ち出しルールの検討〈新規〉

現在、本市の家庭ごみの分別は7分別になっていますが、廃棄物の性状とごみ処理施設や収集体制の状況などを踏まえ、常に適切なごみ分別と持ち出し方法の検討を進めます。

### ● 資源ごみの持ち去り（抜き取り）対策〈新規〉

ごみステーションやビンカンボックスからの資源物の持ち去り・抜き取りについて、条例による規制を含めた防止対策を検討します。

### ● 家庭から出るプランターなどの排土の受け入れを検討〈新規〉

近年、プランターで野菜や草花を育成した後、排出する土について、処理方法の問い合わせが非常に多く発生しています。

現在、土や石は、ごみの対象外のため、再利用のお願いをしていますが、マンションやアパートなどに居住し、再利用が難しい状況もあり、この受け入れについて検討を進めます。

### ● 処理困難物の見直しの検討〈新規〉

生活様式の変化により、家庭から排出される廃棄物も年々変化しています。行政で収集・処理できない「処理困難物」について、廃棄物の収集・処理能力などを考慮しながら、品目の見直しを検討します。

## 課題

## ● 中間処理施設の老朽化への対応

資源化センターの焼却施設3号炉（竣工：平成3年2月）及び資源リサイクルセンター（竣工：平成2年3月）は供用開始後20年を経過しています。また、焼却施設1・2号炉（竣工：平成14年3月）も計画期間の最終年度には供用19年となるため、可能な限り延命化に努めるとともに、計画期間中に施設の更新を検討する必要があります。

## ● ごみ処理広域化への対応

効率的・合理的な廃棄物処理とリサイクルを推進するため、ごみ排出量・将来人口・社会情勢などを踏まえて、市域を越えた広域的な取り組みについても検討する必要があります。

なお、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年3月 愛知県）において、本市は『豊橋田原ブロック』と位置付けられ、焼却施設について、田原市との広域化を図ることとされています。

## 具体的取組

## ● 3号炉の効率活用

資源化センターの焼却施設3号炉について、ごみ焼却処理量に対応するためにも、焼却施設1・2号炉に併せた延命化を図ります。

## ● 資源リサイクルセンターの施設整備

びん・カン、ペットボトルの選別・圧縮・梱包を行っている資源リサイクルセンターは、供用開始後20年を経過し、施設の老朽化が進んでいるため、リサイクルの推進と併せた施設整備を進めます。

## ● 広域ごみ処理への取り組み

愛知県のごみ焼却処理広域化計画を考慮し、ごみ処理の広域化を実践している他の事例について情報収集に努めます。また、三河港港湾計画の中で具体的な位置付けが検討されている広域廃棄物最終処分場の実現に向けた取り組みを進めます。

### ● 産業廃棄物の受け入れの見直しの検討〈新規〉

資源化センターに搬入されている産業廃棄物については、施設負荷の軽減の観点から、受け入れを見直すことを検討します。

### ● 将来的な廃棄物処理施設整備の推進〈新規〉

昭和55年度より稼働している廃棄物の総合中間処理施設である資源化センターは、既更新施設や周辺施設も含めて老朽化が進んでおり、一体的な施設整備が必要になりつつあります。整備規模、整備場所、環境対策、事業費及び処理システムなど多様な課題について検討した上で、施設整備計画を作成し、施設整備を推進します。

**基本施策 5 安定した最終処分****課 題****● 最終処分場の長期利用**

広い用地を必要とする処分場の新規整備は、今後さらに困難になると想定されます。平成23年度より新しい最終処分場の供用が開始されますが、長期利用のためには、埋立処分量の減量と同時に、すでに埋め立てられた廃棄物の減容も必要となります。

また、周辺環境と調和した施設の管理・運営にも引き続き努めていく必要があります。

**具体的取組****● 搬入ごみの減容**

排出、収集、中間処理での最適な処理システムを検討し、最終処分場に搬入されるごみの減量・減容とリサイクル率の向上を図ります。

**● コンクリート類のリサイクル推進**

直接埋め立てされている「うめるごみ」のうち、コンクリート類のリサイクルを推進します。

**● 脱塩残渣の処理**

焼却施設の残渣として発生する脱塩残渣は埋め立て処分しています。更なる最終処分場の負荷軽減の観点から減容化の検討を進めます。

**● 最終処分場周辺の環境対策**

最終処分場の周辺環境に万全な対策を講じるとともに、引き続き安全で安心な施設であるように努めます。

また、埋立終了後も、施設を廃止するまでの期間、適切な維持管理により環境の保全に努めていきます。

**● 災害時における迅速な廃棄物処理**

災害発生時には、がれきなど大量のごみが発生することが考えられます。

早期の災害復旧と衛生環境の確保のために、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制の整備

に努めます。

- ① 災害廃棄物処理計画、各施設における作業マニュアルの作成を推進
- ② 災害廃棄物の一時集積場所、分別区分、搬入方法などの調査検討
- ③ 県及び周辺市町村との連絡体制の確認
- ④ 廃棄物処理関係団体との協定に基づく災害廃棄物処理の協力体制の構築

## 課 題

## ● 市民・事業者・行政の連携の強化

市民・事業者・行政の三者が、それぞれの役割を理解し、ごみの減量化・資源化などを協働して取り組んでいくことが必要です。そのためにも三者の協働を強化する必要があります。

## ● 温室効果ガス排出量の削減

ごみ処理に係る温室効果ガスの発生は、収集運搬車両の使用や廃棄物の焼却による二酸化炭素の排出、埋立処分場でのメタンガス発生などが主な要因です。本市においても、効率的なごみの収集運搬や、環境負荷の少ない収集運搬車両の導入、ごみの適正な排出の啓発に努めていく必要があります。

## ● ごみ処理経費の抑制

市民1人当たりのごみの処理経費は、中核市平均と比較すると低くなっていますが、ごみ処理や施設の整備には多くの費用を要します。本市においては、平成21年度に約35億円をごみ処理に要していますが、今後も収集の効率化を始め、ごみ処理経費の抑制に努めていく必要があります。

## ● 不法投棄の防止

本市では、監視パトロールの実施、監視カメラ・警告看板の設置などを実施していますが、不法投棄が後を絶たない状況です。このため、更なる監視体制の強化などが必要となります。

## 具体的取組

### ● 530運動の推進

「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、本市で生まれた530実践活動を、市民・事業者・行政が一体となって積極的に推進し、空き缶、空きびんなどの散乱ごみのない清潔な居住環境の実現を目指します。

### ● 市民参加型のイベント開催

「530のまち環境フェスタ」や「エコキッズサーキット」など市民参加型のイベントを実施することで、3Rに関する市民の取り組みを支援し、理解を深める場を作ります。

### ● 市民・事業者・行政の連携強化

市民・事業者・行政の三者の協働により、ごみ減量やリサイクル商品の利用などの推進に努めます。行政は、廃棄物処理について計画や目標を設定し、市民に対しては情報提供や環境教育、活動支援を、事業者に対しては事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書に基づく指導や支援などを行うことで、三者の連携強化に努めます。

### ● サーマルリサイクルの推進

焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、環境保全に配慮したサーマルリサイクルを推進します。

### ● 余熱の安定供給

焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、発電や温室へ利用するとともに、「りすば豊橋」にも安定供給をしていきます。

### ● ISO14001の普及促進

地域の事業者の環境に対する取り組みと自主的な廃棄物の減量やリサイクルを促進するため、認証取得のための情報提供などの支援を行います。

## ● ごみ処理コストの情報発信

家庭から排出されるごみ1kgの処理にかかっている費用など、市民1人がどれだけのごみ処理費用を負担しているかを表す数値をわかりやすく公表することで、市民の自主的なごみ減量やリサイクル活動の促進を図ります。

また、ごみ収集や処理部門ごとにかかる経費を算出し、適正なごみ処理経費を把握することで、事業全体の点検・改善に生かします。

## ● 監視体制（パトロール）の強化

排出者負担や拡大生産者責任という観点から家電リサイクル法などが制定され、市民や事業者のリサイクル料金などの負担が求められています。しかし、一部においてはその認識の低さから不法投棄が後を絶ちません。その対策として、市民や事業者に広報やパンフレットで適正な処理について呼びかけ、意識の向上を図るとともに、不法投棄防止監視パトロールを実施しその抑制に努めます。

## ● 次世代自動車の普及〈新規〉

地球温暖化防止対策を積極的に展開するため、温室効果ガスの排出抑制の一環として、環境にやさしい自動車であるハイブリッド収集車などの導入を推進します。

## 第4章 重点取組

前章で掲げた具体的取組の中から、以下を重点取組として位置付けます。

### 重点取組

- ごみ減量への経済的手法の検討 …………… 21ページ
- 事業系ごみの減量計画と指導強化…………… 22ページ
- 事業系廃棄物の減量・資源化の促進 …………… 23ページ
- 資源ごみのステーション収集の検討 …………… 24ページ
- 効率的なごみ回収 …………… 27ページ
- 将来的な廃棄物処理施設整備の推進 …………… 30ページ
- 最終処分場周辺の環境対策 …………… 31ページ
- 市民・事業者・行政の連携強化 …………… 34ページ

ごみの減量・資源化を一層推進するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に向けた市民や事業者の自主的な活動を促進するとともに、家庭でできるごみ減量の普及啓発や経済的手法の導入も含めた新たな取り組みが必要です。

また、廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分に伴う環境負荷の抑制と適正管理、リサイクル機能の一層の充実に取り組みながら、市民・事業者・行政の三者の役割分担を明確にし、ごみの資源化促進やリサイクル商品の利用などリサイクルの推進に努めます。

# 第5章

## 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			実施中	前期	後期
I ごみの発生・排出抑制	1. ごみ減量の推進	530運動環境協議会の活用	○	○	○
		530市民の育成	○	○	○
		ごみ減量への経済的手法の検討	○	●	
		生ごみ減量の推進	○	○	○
		効果的な情報提供の推進	○	○	○
		エコショップ制度の推進	○	○	○
		事業系ごみの減量計画と指導強化	○	●	●
		事業系廃棄物の減量・資源化の促進	○	●	●
		拡大生産者責任の徹底	○	○	○
		業者の自主回収の促進	○	○	○
		産業界などの自主回収に関する情報提供	○	○	○
II リサイクルの推進	2. 資源回収の促進	地域資源回収の活性化	○	○	○
		資源回収拠点の充実	○	○	○
		古紙・布類のリサイクル推進	○	○	○
III 環境負荷の少ない廃棄物処理		資源ごみのステーション収集の検討	○	●	
		ペットボトルのリサイクル推進	○	○	○
		プラスチックのリサイクル推進	○	○	○
		食用油のリサイクル推進	○	○	○
		家具類のリサイクル推進	○	○	○
		スラッグの有効利用	○	○	○
		希少金属のリサイクル推進		○	○
剪定枝のリサイクル推進			○	○	
	3. 円滑な収集・運搬	清掃指導員の活動支援	○	○	○
		分別精度の向上	○	○	○
		外国人への広報啓発の充実	○	○	○

注：●は重点取組を示します。

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール			
			実施中	前期	後期	
I ごみの発生・排出抑制	3. 円滑な収集・運搬	効率的なごみ回収	○	●	●	
		不法持ち出しごみステーション対策	○	○	○	
		ビンカンボックスによるびん・カン回収の検討	○	○		
		ごみ搬入車両の増加対策	○	○	○	
		ごみ分別・持ち出しルールの検討		○		
		資源ごみの持ち去り（抜き取り）対策		○	○	
		家庭から出るプランターなどの排土の受け入れを検討			○	
		処理困難物の見直しの検討		○		
	4. 環境負荷の少ない中間処理	3号炉の効率活用	○	○	○	
		資源リサイクルセンターの施設整備	○	○	○	
		広域ごみ処理への取り組み	○	○	○	
		産業廃棄物の受け入れの見直しの検討		○		
	II リサイクルの推進		将来的な廃棄物処理施設整備の推進			●
	III 環境負荷の少ない廃棄物処理	5. 安定した最終処分	搬入ごみの減容	○	○	○
			コンクリート類のリサイクル推進	○	○	○
脱塩残渣の処理			○	○	○	
最終処分場周辺の環境対策			○	●	●	
災害時における迅速な廃棄物処理			○	○	○	
6. 三者の協働・環境への配慮	530運動の推進	○	○	○		
	市民参加型のイベント開催	○	○	○		
	市民・事業者・行政の連携強化	○	●	●		
	サーマルリサイクルの推進	○	○	○		
	余熱の安定供給	○	○	○		
	ISO14001の普及促進	○	○	○		
	ごみ処理コストの情報発信	○	○	○		
	監視体制（パトロール）の強化	○	○	○		
	次世代自動車の普及		○	○		

注：●は重点取組を示します。

The background features a dynamic splash of water with numerous white droplets and bubbles. A semi-transparent teal overlay covers the entire image, with a darker teal horizontal band across the middle where the text is located. The overall aesthetic is clean and modern, emphasizing water and environmental themes.

## 〈生活排水处理部门〉

# 第1章 現状の認識

豊川や梅田川などの河川が流れ、三河湾と太平洋に面する本市の恵まれた水環境にとって、家庭からの公共用水域への生活雑排水などの流入は、水質の汚濁、更には三河湾における富栄養化の進行による赤潮などの発生原因となります。

このため本市では、発生源対策としての生活雑排水の適正処理が必要であることから、公共下水道や地域下水道の整備に併せ、下水道整備の予定のない地区についても、合併処理浄化槽の積極的な整備を推進することで、し尿及び生活雑排水を併せた適正な処理の向上を図ってきました。

水は、大気と地表、地下を地球規模で循環しながらすべての生命を支えており、人間が生活していく上で欠くことのできない自然の大きな恵みです。未処理の生活雑排水の環境に与える負荷は大きいことから、今後もその低減を図る必要があります。下水道整備地区においては、下水道への接続を促し、下水道整備の予定のない地区については、単独処理浄化槽や汲み取り槽から、生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を、より一層推進することが必要となっています。

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
生活排水処理率	70.5%	71.4%	73.4%	76.3%	78.3%	79.8%	81.2%	82.1%	83.2%	84.5%	85.2%

注：生活排水処理率とは、市内全世帯のうち、し尿及び生活雑排水を併せて適正に処理している世帯の割合

## 第2章 基本方針と目標

### 第1節 基本方針

下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、家庭から排出されたし尿・生活雑排水が適正に処理されるまちづくりを目指します。

生活排水処理における基本方針を次のとおり定めます。

#### 基|本|方|針



適正な水処理の推進

### 第2節 目標

平成21年度の生活排水処理率は約85%となっていますが、平成32年度までに以下のように引き上げます。

**目標** 生活排水処理率を94%に引き上げ

生活排水処理人口（公共下水道人口、地域下水道人口  
及び合併処理浄化槽人口）を351,000人に引き上げ

将来の生活排水処理形態別予想人口、生活排水処理率及びし尿、浄化槽汚泥の排出量を次に示します。

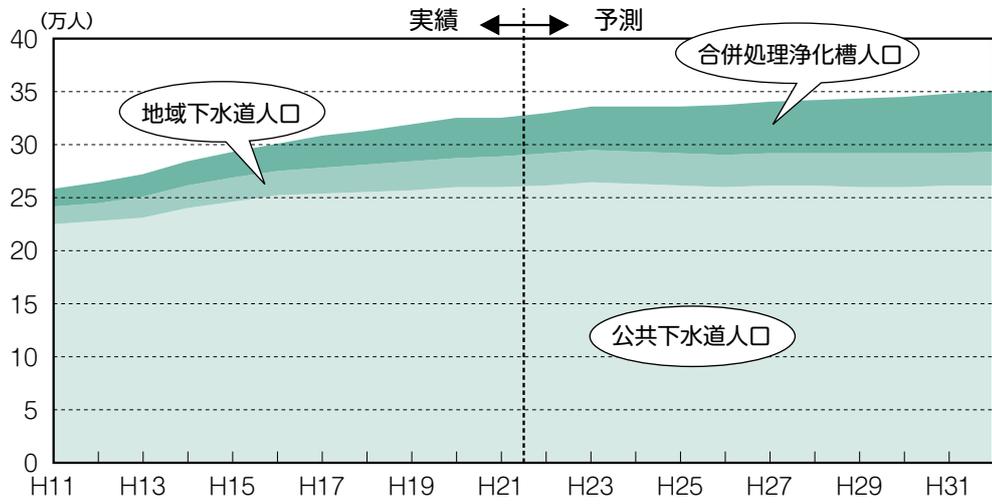


図2-6 生活排水処理形態別人口の推移と推計

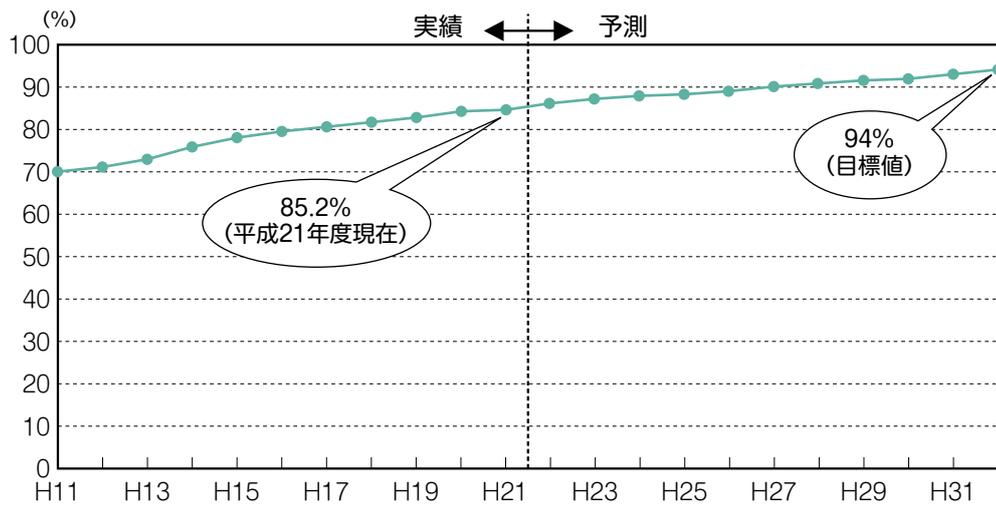


図2-7 生活排水処理率の推移と推計

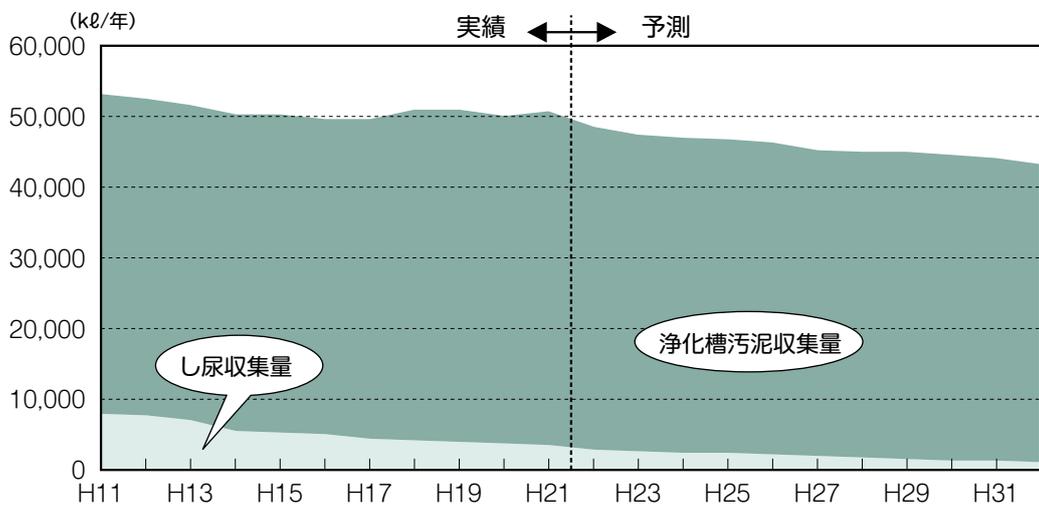


図2-8 し尿、浄化槽汚泥排出量の推移と推計

## 第3章

## 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針に基づき、目標を達成するために次のとおり基本施策を定め、課題と今後の取り組みを次に示します。

## 基本施策 適正な水処理の推進

## 課題

## ● 生活排水処理の推進

単独処理浄化槽や汲み取り槽では、生活排水が未処理のまま公共用水域に排出されるため、環境に大きな負荷を与えます。その低減を図るために、生活排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する必要があります。

## ● し尿処理施設の老朽化への対応

し尿処理施設（竣工：昭和55年3月）は既に供用30年を経過しています。可能な限り延命化に努めるとともに、計画期間中に施設の更新を検討する必要があります。

## 具体的取組

## ● 下水道整備の推進

市街地における快適でうるおいのある生活環境の確保と、河川や三河湾などの公共用水域の水質を保全するため、公共下水道の整備を推進します。また、公共下水道区域外における地域住民の生活環境の向上を図るため、それぞれの地域の特性に応じた地域下水道の整備を推進します。

## ● 合併処理浄化槽への転換の推進

単独処理浄化槽及び汲み取り槽では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されるため、環境に与える負荷が大きく、その低減を図る必要から、生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を推進します。

### ● し尿・汚泥の適正処理の推進

汲み取り槽からのし尿及び合併処理浄化槽・単独処理浄化槽からの汚泥について、適正な処理を推進します。

### ● 汚泥の資源活用の推進

資源循環型社会の形成を促すため、下水汚泥を乾燥させて緑農地還元を行うなど、汚泥の資源活用を推進します。

## 第4章 重点取組

前章で掲げた具体的取組の中から、以下を重点取組として位置付けます。

### 重点取組

- 合併処理浄化槽への転換の推進 ..... 43ページ

未処理の生活雑排水の環境に与える負荷は大きいことから、下水道整備の予定のない地区については、単独処理浄化槽及び汲み取り槽から生活排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

## 第5章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			実施中	前期	後期
適正な水処理の推進	適正な水処理の推進	下水道整備の推進	○	○	○
		合併処理浄化槽への転換の推進	○	●	●
		し尿・汚泥の適正処理の推進	○	○	○
		汚泥の資源活用の推進	○	○	○

注：●は重点取組を示します。